

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	長崎本線 江北・肥前白石間40k395m付近西分高架橋橋梁点検
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 猪狩 名人 佐賀市新中町5-10
契約締結日	令和 8年 6月 2日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道(株)
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,980,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 : 長崎本線 江北・肥前白石間 40k395m 付近西分高架橋橋梁点検
2. 履行場所 : 佐賀県杵島郡江北町大字ア山口字三本杉地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道株式会社
住所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
電話 092-474-2501
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の内容及び随意契約に付する理由

1) 業務の内容

本業務は、JR 長崎本線江北駅～肥前白石駅間で交差する一般国道 34 号西分高架橋について、別途請負業者が橋梁点検を行う際に、線路閉鎖及び軌陸車の運転操作を鉄道管理者である九州旅客鉄道株式会社へ委託するものである。

2) 随意契約に付する理由

本業務の実施にあたっては、JR 管理区域内において軌道上での作業が必要となるため、別途請負業者が行う橋梁点検の際は、鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な実施が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは、事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、線路閉鎖を行う場合、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施行が要求される。

以上のことから、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本件は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、九州旅客鉄道株式会社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

管理第二課長